

報告第 2 号

専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定されている事項について次のように専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 5 年 5 月 16 日報告

白井市長 笠 井 喜 久 雄

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について、次のように専決処分する。

令和5年5月1日

白井市長 笠井 喜久雄

損害賠償の額を定め和解することについて

1 相手方

白井市根177-15

ヤマト運輸株式会社 白井営業所

所長 熊懷 博史

2 事故の概要

令和5年1月31日正午頃、相手方所有の貨物自動車が富士189番1地先の市道12-015号線を走行中、側溝のグレーチング蓋上を通過したところ、当該グレーチング蓋が跳ね上がり、リヤバンパーステップ及び左テールランプを損傷したものの。

3 損害賠償の額 金627,660円

4 和解の条件

市の過失割合を10割とする。

市は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金627,660円を支払う。

なお、本件示談の他、市と相手方には、一切の債務債権関係がないことを確認する。